

令和2年4月24日

企業・事業者各位

立川市長 清水庄平

緊急事態宣言下での立川市保育所等に在籍する保護者の勤務における
特段のご配慮のお願いについて(依頼)

日頃から本市保育行政にご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言下においても社会生活を維持する上で必要な仕事に従事する保護者やこの状況下において止むを得ず保育を必要としている子どものため、保育所・学童保育所は原則開所としております。

ただし、この状況下での保育事業の継続には、規模を縮小し、子どもの罹患リスクを抑制するとともに保育現場の疲弊を防ぐ必要があるため、登園の自粛を強く要請しているところです。

しかしながら、保護者の皆様からは保育所や学童保育所が原則閉所していれば特別休暇の利用が可能であるのに、市から強い登園自粛の要請があっても、開所している間は勤務先での制度を利用できずに困っている、とのご相談が多く寄せられています。

事業者の皆様におかれましては、市内の保育所・学童保育所に在籍する子どもの保護者の勤務について、原則閉所している場合と同様に特別休暇等の制度を利用できますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

緊急事態宣言下での感染拡大の難局を乗り切るため、従業員と従業員のご家族、さらには次代を担う子ども達のため、特段のご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。